

国有財産無償貸付契約書

東海財務局

国有財産無償貸付契約書

貸付人国(以下「甲」という。)と借受人名古屋市(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の無償貸付契約を締結する。

(無償貸付の根拠)

第 1 条 甲は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき、第 2 条に掲げる物件を乙に無償で貸し付ける。

(貸付物件)

第 2 条 貸付物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量	備考
名古屋市中区三の丸一丁目 7番2のうち 外1筆	土地	7,277.97㎡	内訳は別紙第1 のとおり
	工作物	一式	
	立木竹	11本	

(指定用途)

第 3 条 乙は、貸付物件を貸付申請書に記載した使用目的及び添付した利用計画のとおり、名城公園の用途(以下「指定用途」という。)に自ら供しなければならない。

2 乙は、貸付物件の一部であっても、これを都市公園法第 2 条第 2 項に定める公園施設と認められない施設並びに同法第 7 条の規定により第 6 条の占用許可を与えることができる施設と認められない施設の用途に供してはならない。

(貸付期間)

第 4 条 貸付期間は、平成 19 年 10 月 16 日から平成 24 年 10 月 15 日までの 5 年間とする。

2 前項に定める貸付期間の満了する 2 か月前までに、甲が本契約の変更等に関し特段の意思表示をしない場合には、第 12 条に定める違約金の金額に関する部分を除き、本契約を更に 5 年間更新する。

3 前項の規定は、同項の規定により更新した貸付契約を更に更新する場合に準用する。

(物件の引渡し)

第 5 条 甲は、前条第 1 項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡ししたものとす。

(かし担保)

第 6 条 乙は、本契約締結後、無償貸付物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限)

第 7 条 乙は、貸付物件にかかる公園施設を経営するに当たっては、営利を目的としてはならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供する場合においても、貸付物件を第三者が設置し管理する建築物その他の施設で営利を目的とするもの（小規模の仮設物及び甲が公園の利用上やむを得ないと認めてこれを承認するものを除く。）の用途に供してはならない。

3 乙は、貸付物件を指定用途に供する場合において、利用計画を変更（ただし、使用目的の変更を伴わない場合とする。）しようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の利用計画を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

4 乙は、前項に定める利用計画の変更の申請をする場合において、当該変更後にかかる計画が都市公園法第2条第2項第5号及び第7号に定める公園施設並びに同法第7条第3号及び第7号に掲げる施設の設置にかかるものであるときは、これらの施設を許可する場合の許可条件を添付して行う。

5 第3項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、貸付物件の使用権を譲渡し又は甲の承認を得ないで第三者に使用させてはならない。

(物件の保全義務等)

第9条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(風倒木等の処分)

第10条 貸付物件のうち立木竹について、風倒木、枯損木が発生した場合又は乙が間伐、下枝払い等をした場合には、乙は、これらの発生材を自ら処分することができる。

2 前項の規定により、乙が発生材を処分した場合には、その処分代金は乙に帰属するものとするが、第2条に定める貸付数量は変更しない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の第3条、第7条又は第8条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

2 乙は、本契約締結の日から第4条に定める貸付期間満了の日まで毎年3月31日に、また甲が必要と認めるときは貸付物件について権利の設定又は当該物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

4 乙は、第3条に定める公園の景観又は風致の維持を図るために行った立木竹の植栽状況及び第10条に定める発生材の処分結果について、甲が別に定めるところにより毎年定期的に文書をもって甲に報告しなければならない。

(違約金)

第12条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第7条第1項、第7条第3項又は第11条に定める義務に違反した場合  
金 42,097,433 円

(2) 第3条第1項又は第8条に定める義務に違反した場合  
金 126,292,301 円

(3) 第3条第2項及び第7条第2項に定める義務に違反した場合には、  
金 42,097,433 円

又はその義務を履行しない部分の面積(数量㎡)に57,842円を乗じて得た額の3割に相当する額のうち、いずれか多い方の額

2 乙は、第4条第2項又は第3項の規定により本契約が更新された場合において、更新した期間にかかる違約金については、甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲が通知する。

3 前2項に定める違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第24条第1項の規定に基づき、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず、何時にても本契約の全部又は一部を解除することができる。

(原状回復等)

第14条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約の解除があったときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により返還する場合において、第10条の規定により処分した風倒木等については、当該風倒木等に代えて返還時に貸付地上に存在する乙所有の同種及び同等の立木竹により返還することができる。ただし、当該返還立木竹が、第2条に定める立木竹に満たない場合には、乙は、契約終了時又は解除等の時価により不足部分に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償等)

第15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約が終了したとき又は第13条の規定により本契約を解除されたことによつて貸付物件を返還する場合において、前条第1項の規定に違反した

ときは、指定した日の翌日から貸付物件が返還された日までの期間について、当該物件の損害金として甲の定める基準により算定した貸付料相当額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、国有財産法第24条第1項の規定に基づき本契約を解除された場合において、損失が生じたときは、同条第2項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

第16条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第13条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(特約)

第17条 乙は、貸付物件のうち既に甲が中部電力株式会社に地下変電所として貸し付けしている地下部分(別添参照)について、変電所の使用を妨げない限りにおいて、公園として使用できるものとする。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第19条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

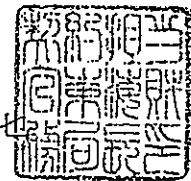
(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴えの管轄は、東海財務局所在地を管轄区域とする。名古屋地方裁判所とする。

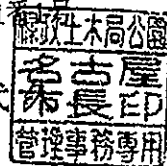
上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年10月25日

貸付人 国  
契約担当官 東海財務局長 森川卓也



借受人 住所(所在地) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
氏名(名称) 名古屋市長 松原武

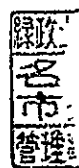
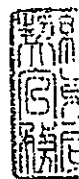


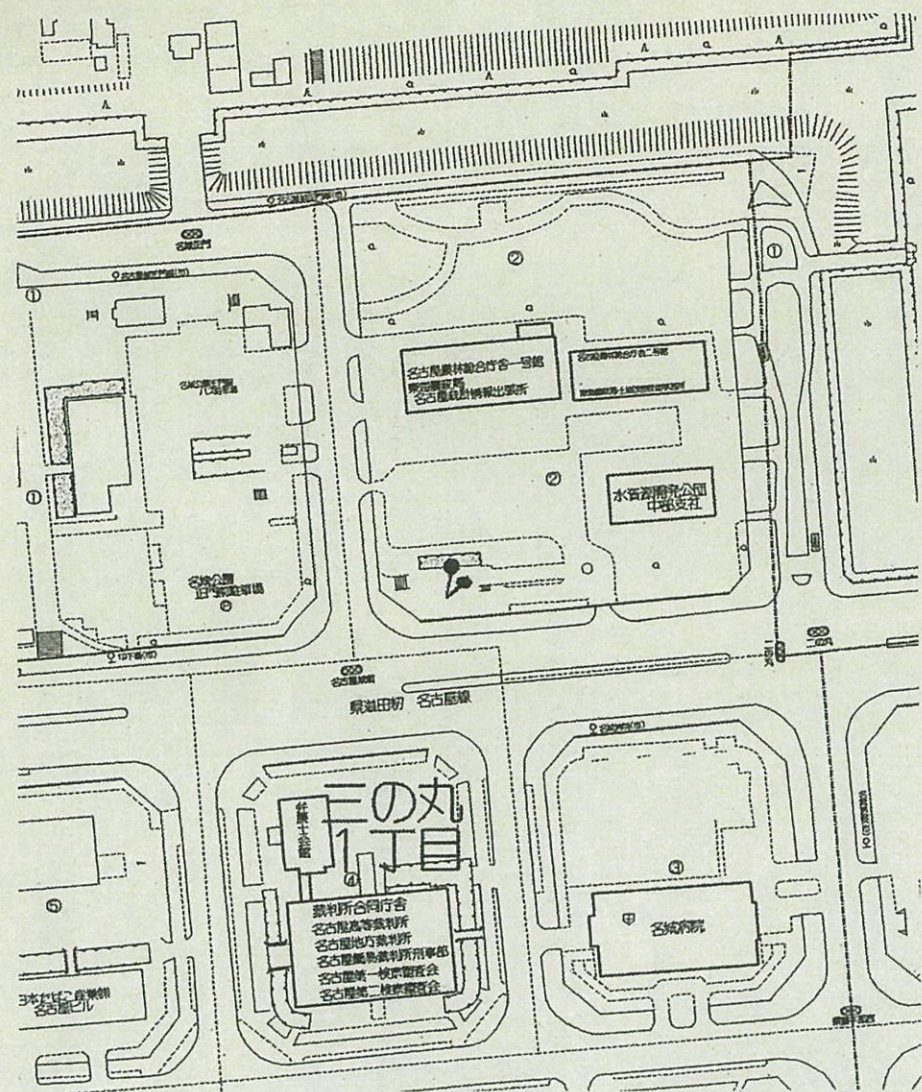
別紙第1

貸付財産及び付属施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備考
土地	雑種地	—	6,686.14 m <sup>2</sup>	名古屋市中区三の丸一丁目 7番2のうち
〃	宅地	—	591.83 m <sup>2</sup>	名古屋市中区三の丸一丁目 8番
工作物	囲障	レンガ塼	10 m	
立木竹	樹木	—	11本	



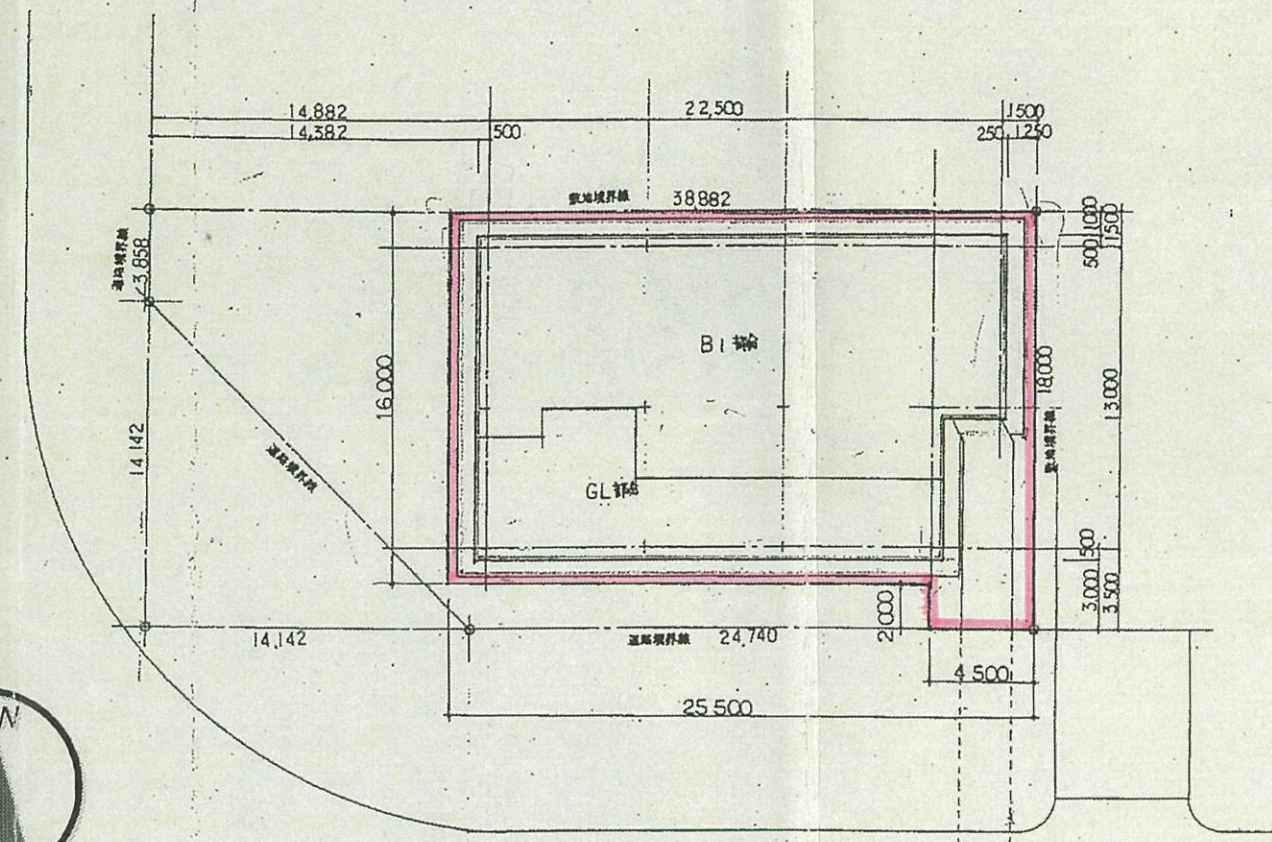
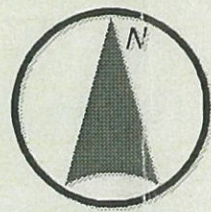




付近見取図

建築概要

建築場所	名古屋市中区三の丸一丁目7番2, 8番
都市計画	市街化区域 第2種住居地域 60/200
防火指定	準防火地域
その他	第1種風致地区
建築面積	0 m <sup>2</sup>
床面積	B1F 81.81 m <sup>2</sup>
	B2F 290.63 m <sup>2</sup>
	B3F 290.63 m <sup>2</sup>
	計 663.07 m <sup>2</sup>



配置図 1/200

借地部分  
 $25.5 \times 16.0 + 4.5 \times 2.0 = 417 \text{ m}^2$

中部電力(株)三の丸変電所概要

